

令和6年度 水道水の水質検査計画の概要

◎ 水質検査計画とは

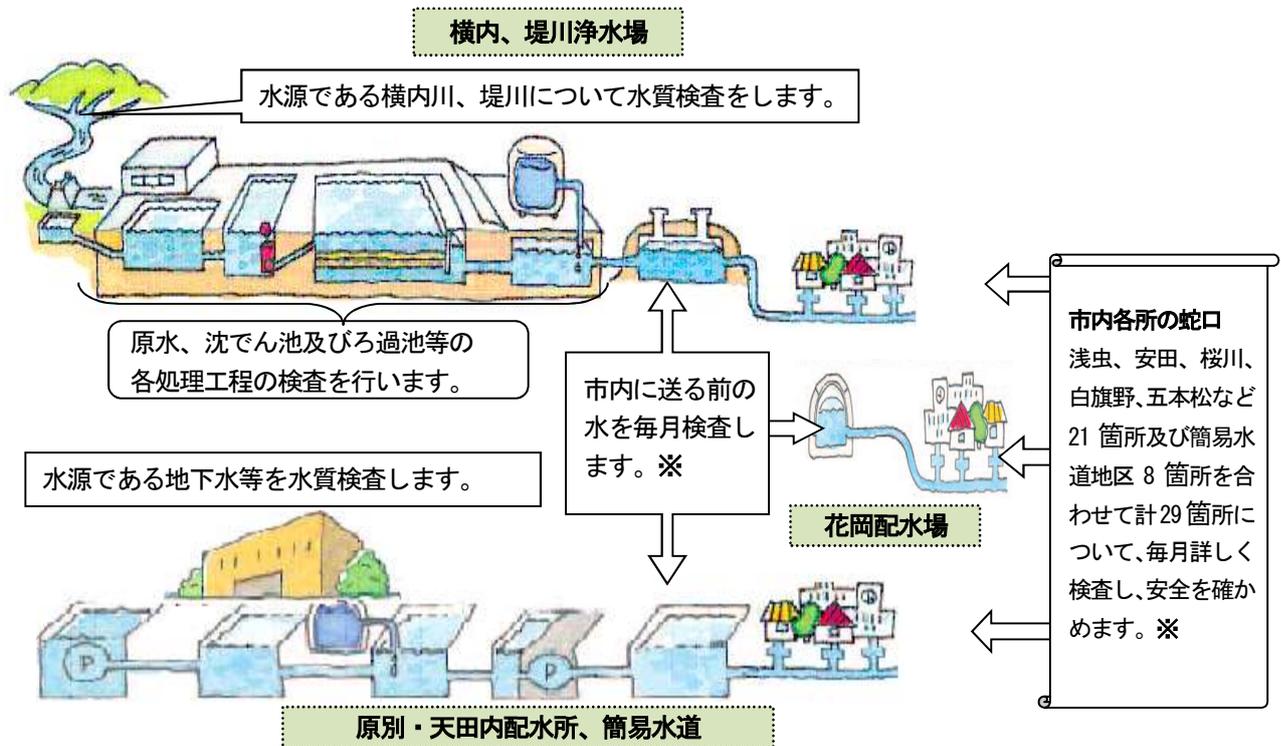
水道法施行規則第15条第6項により、水道事業者は毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に情報提供を行うことが義務づけられています。

この目的は、水質検査の合理性の向上を図るとともに検査結果の公表を通じ、市が行っている水質検査の透明性を確保し、より安全・安心で信頼性の高い水道水の供給を目指すものです。

◎ 水質検査計画の内容

- ・基本方針・水道事業の概要・青森市の水質の状況・採水地点・水質検査項目と頻度・臨時の検査
- ・水質検査の方法・水質検査結果及び評価の公表と見直し
- ・水質検査の精度管理と信頼性の確保・関係機関との連携等

◎ 水質検査を行う場所



※ 市内に送る前の水や各地区の蛇口の水は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色、濁り、消毒用塩素の残留状況について毎日調べます。(市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は、34箇所)

◎ 水質検査計画の公表

詳しい水質検査計画は、青森市水道事業ホームページ、営業課、横内浄水課、上下水道課(浪岡)で閲覧できます。

お問合せ先：青森市企業局水道部横内浄水課水質管理チーム 017 (752) 0048